

携帯電話院内使用の現状と解禁の条件

三井記念病院MEサービス部

加納 隆

最近、携帯電話の院内使用を解禁する病院が現れて話題になっている。以前、携帯電話が医療機器に誤作動等の影響を及ぼすことが明らかになって、大きな社会問題にまで発展し、どこの病院でも「携帯電話全面使用禁止」が当然だったときのことを考える大きな変わりようである。一体何が変わったのであろうか。

まずは、誰もが携帯電話を使用するようになり、携帯電話なしでは個人生活も仕事も成り立たなくなってしまう人が多くなったことがある。その人はたとえ入院したとしても携帯電話を使い続けたいので、病院に対して携帯電話を使わせて欲しいと要望する。病院としては医療機器への影響があるので禁止していると説明するのであるが、その患者の個室で医療機器が使用されていない場合、「決まりですから・・・」では説得力に欠ける。

次に携帯電話が医療機器に影響を及ぼすというが、それはどの程度のものなのか、実際にこれに関する事故があるのか、ということになった場合、どうも至近距離でない限り影響は出ないし、これといった事故報告もない、ということが分かってきた。携帯電話を使用することによるリスクは確かにゼロではないが、携帯電話を使用できないことによる患者や医療スタッフのデメリットの方が大きいのではないかと考え始めたのである。また、患者サービスの向上という観点からも、携帯電話を解禁したいと思う病院が増えてくるのも頷ける話である。では無条件に解禁してもいいかというと、それはちょっと早計ではなかろうか。

本発表では以下に示す内容を提示しながら病院内における携帯電話使用解禁の条件について考えてみる。

1. 携帯電話使用禁止の根拠になった国の調査ならびにその調査結果をもとに作られた携帯電話運用指針の要点。
2. 三井記念病院における携帯電話の院内運用実施までの手順。
 - ・ 院内の医療機器に対するイミュニティ・テスト
 - ・ 携帯電話における最大干渉距離→使用安全距離
 - ・ 体外式ペースメーカー用シールドポーチによる個別対策
 - ・ 携帯電話の院内運用実施の具体例
3. 今後の課題
 - ・ 低出力（10mW以下）携帯電話システムの実用化
 - ・ 院内で使用される無線通信機器に対する医療機器のイミュニティ情報の必要性
 - ・ EMC管理者の必要性